平成２１年（フ）第９４号
京都府船井郡京丹波町高岡谷田７番地13
債務者　平野扶美子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
愛媛県大洲市西大洲甲986番地11
債務者　松浦貴美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第８０号
北海道岩見沢市御茶の水町570番地
債務者　村　ユリ子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第８６号
北海道美唄市西３条北１丁目４番５号
債務者　永森　協子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第９７号
北海道夕張郡栗山町字湯地83番地１　白樺マンション104号
債務者　近藤精二郎
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１３号
北海道夕張郡栗山町字湯地318番地
債務者　仁木　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３１号
北海道夕張市清水沢宮前町23番地１
債務者　金　　和美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３４号
北海道美唄市西４条南４丁目８番40―10号
債務者　北野　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３５号
北海道美唄市西４条南４丁目８番40―10号
債務者　北野　　恵（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４０号
北海道岩見沢市幌向南５条１丁目258番地19
債務者　野村　博一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４１号
北海道岩見沢市幌向南５条１丁目258番地19
債務者　野村　泰子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４３号
北海道岩見沢市緑が丘４丁目221番地64
債務者　池浦ヒサヱ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７０号
新潟県妙高市大字関川674番地８
債務者　山田　福夫
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７１号
新潟県妙高市大字関川674番地８
債務者　山田香代子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７４号
新潟県糸魚川市大字中浜202番地
債務者　木嶋アサノ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７８号
新潟県上越市大字下荒浜916番地
債務者　笠原　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第７９号
新潟県上越市大字下荒浜916番地
債務者　笠原　　賢
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第８３号
新潟県上越市寺町２丁目６番45号
債務者　今井明美こと　朴　　明美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
新潟地方裁判所高田支部